

横浜市 ESCO 事業提案募集要項（特記仕様書）

2020年7月
横浜市

横浜市 ESCO 事業提案募集要項（特記仕様書）

1 事業概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 施設概要	1
(3) 契約方式	1
2 公募手続き	2
(1) 本事業スケジュール	2
(2) 手続き	2
3 提示条件	3
4 提案提出書類・作成要領	5
(1) 提出書類	5
(2) ファイル作成時の注意点	6
(3) 書類作成要領	7
5 ESCO 事業サービス料の支払等	9
(1) ESCO 事業サービス料支払期間	9
(2) 支払方法	9
(3) ESCO 事業サービス料の総支払額	12
6 予想されるリスクと責任分担	14
7 完成図書	15
(1) 提出書類	15
(2) 注意事項	15

1 事業概要

(1) 事業名称

横浜市立みなと総合高等学校 ESCO 事業

(2) 施設概要

施設概要については、表 1 のとおりです。

表 1. 施設概要

施設名称	横浜市立みなと総合高等学校
所在地	横浜市中区山下町 231
主要用途	高等学校
敷地面積	7,415.42 m ²
建築面積	4,124.34 m ²
延床面積	16,725.86 m ²
建築構造	SRC 造 地上 8 階、塔屋 1 階
建物しゅん工年	1979 年
用途区域等	商業地域 (第 7 種高度地区)

(3) 契約方式

民間資金活用型 (シェアード・セイビングス) 契約

2 公募手続き

(1) 本事業スケジュール

表2のとおりです。

表2 本事業のスケジュール（予定）

内容	日程
① 事業に関する質問受付	2020年 7月 30日 から 8月 5日
② 事業に関する質問回答	受付終了の約1週間後
③ ウォークスルー調査申込書受付	8月 14日 から 8月 18日
④ ウォークスルー調査	8月 21日 から 9月 1日
⑤ ウォークスルー調査に関する質問受付	ウォークスルー実施日 から 9月 2日
⑥ ウォークスルー調査に関する質問回答	受付終了の約1週間後
⑦ 参加表明書受付	9月 9日 から 9月 11日
⑧ 提案書の受付	9月 15日 から 10月 12日
⑨ プレゼンテーション	10月 19日
⑩ 最優秀提案事業者選定	11月 上旬
⑪ 詳細診断	最優秀提案事業者選定から契約締結までの期間
⑫ 予算の市会承認	2021年 3月
⑬ 契約	10月
⑭ 設計・工事	2022年 3月 31日 まで
⑮ サービス期間	4月 1日 から

(2) 手続き

各様式に従い必要事項を記入し、事務局メールアドレス宛に送付してください。受信後から受付期間終了の翌日（終了が金曜日の場合は翌月曜日）までに事務局より返信します。返信が無い場合はご連絡ください。

ア 事業に関する質問受付・回答

質問は様式2を使用してください。回答は本募集要項と同等の効力を持ちます。

(ア) 受付期間：2020年7月30日（木）から2020年8月5日（水）15時まで

(イ) 回答：受付期間終了の約1週間後に本市ウェブページに公表します。

イ ウォークスルー調査

施設の現地調査を実施します。申込みは様式3を使用してください。

(ア) 日程：2020年8月21日（金）から8月26日（水）まで、8月31日（月）及び9月1日（火）のいずれか1日（1グループにつき1日）

(イ) 集合場所：横浜市立みなと総合高等学校

(ウ) 申込み受付期間：2020年8月14日（金）から2020年8月18日（火）15時まで

(エ) 2020年8月19日（水）にウォークスルー調査の詳細を連絡します。

(オ) 申込者に対して図面等の資料を事前に配布します。

ウ ウォークスルー調査に関する質問受付・回答

質問は様式2を使用してください。回答は本募集要項と同等の効力を持ちます。

- (ア) 受付期間：ウォークスルー実施日から2020年9月2日（水）15時まで
- (イ) 回答：受付期間終了の約1週間後に本市ウェブページに公表します。

エ 参加表明書の受付

参加表明は様式4を使用してください。

- (ア) 受付期間：2020年9月9日（水）から2020年9月11日（金）15時まで
- (イ) 2020年9月14日（月）に提案要請番号を通知します。
- (ウ) ウォークスルー未参加の応募者に対して図面等の資料を配布します。

オ 提案書の受付

表3に示す提案書を作成し、持参又は郵送で提出してください。持参の場合は事前に事務局と日程調整してください。郵送の場合は下記期間内必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送してください。

- (ア) 受付期間：2020年9月15日（火）から2020年10月12日（月）15時まで
- (イ) 提出場所：共通仕様書 9 事務局（10ページ）

カ 参加を辞退する場合

提案辞退は様式6を使用してください。

- (ア) 受付締切り：2020年9月28日（月）15時まで

キ プレゼンテーションの実施

事業者によるプレゼンテーションを実施します。

- (ア) 日程：2020年10月19日（月）14時から17時までのいずれか
- (イ) 集合場所：別途連絡します。

ク 審査結果の通知及び公表

- (ア) 審査の結果は、応募者に文書で通知します。
- (イ) 電話等による問い合わせには応じません。
- (ウ) 審査結果に対する異議を申立てることはできません。
- (エ) 審査結果は本市のウェブページで公表します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kokyokenchiku/shoene/ESCO/esco.html>

3 提示条件

応募者は次の条件に基づき提案書を作成するものとします。

- (1) 保証省エネルギー率（※）が9.5%以上であること。
※ 保証省エネルギー率＝省エネルギー保証値/ベースライン
- (2) 民間資金活用型（シェアード・セイビングス）契約を実施できるもの。

- (3) 再生可能エネルギーを活用した提案を検討することが望ましい。
- (4) 井戸水の上水利用提案をしないこと。
- (5) ベースラインは別紙のとおりです。
- (6) 改修必須設備（別紙3参照）を更新すること。
- (7) 補助金を活用しない提案であること。
- (8) 光熱水費を削減する提案は認めます。ただし、供給事業者を指定する提案は禁止です。
- (9) 改修必須エリアの照明は間引き又は既にLED化されたものも含め全て改修対象とします。
- (10) 事業資金計画等

提案する省エネルギー改修に要する費用の全額を事業者が負担し、本市は地方自治法第214条に基づき債務負担行為を設定し、本事業に必要な費用はESCO事業サービス料としてESCO契約期間にわたり毎年支払うものとします。

- (11) 既存機器の維持管理費

次に示す既存機器を更新する場合、その維持管理費をベースラインに加算し、削減効果として計上することを認めます。

ア 冷温水機（RB-1）2台 : 維持管理費 920,160 円/2台・年

イ ボイラ（GB-1）6台中使用中の2台 : 維持管理費 200,660 円/2台・年

- (12) 設計・施工に関しては次に示す留意点を考慮した提案とすること。

ア 提案に当たっては、施設の運営に支障のない提案としてください。事業で導入する設備についてはもちろんのこと、既存設備についても適切な運転・監視が行える仕様としてください。

イ 設計・施工は本市のマニュアル等に準拠してください。

ウ 使用する材料は原則グリーン購入法によるものを優先し、電線類はエコケーブル（EM電線）を使用してください。（盤内配線は除く）

エ 屋外で使用する機器、材料類は耐食性、耐候性のあるものを使用してください。

オ 屋外に新たに機器を設置する場合は、建物の外観を極力損なわないよう配慮してください。

カ 前提として施設の使い勝手を考慮した改修内容とします。

キ 提案に当たっては、その目的や機能等が同等以上であれば、システム全体の見直しを含め、応募者のノウハウを活かした独自の提案を行うことができるものとします。

ク インバータの導入をする際は、当該機器にバックアップ機器がある場合を除き、インバータ故障時に商用電源で運用可能な回路としてください。また、高調波について検討し、必要があれば対策を行ってください。

ケ 当該工事によって不要となった、機器本体、基礎ボルト、機器に付随する制御盤、配線、センサー、スイッチ等はすべて撤去してください（やむを得ず残置される場合、電気配線及び配管等の端末処理を行ってください）。

コ 法令を遵守した提案としてください。

4 提案提出書類・作成要領

(1) 提出書類

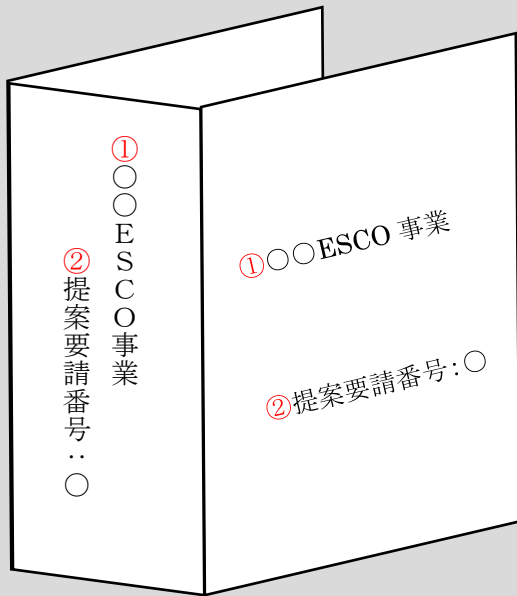
提案書は表3に示す提出書類で構成します。

表3 提出書類リスト

書類符号	名称	様式	紙提出	電子データ
-	提案書チェックリスト	-	○	-
-	提案書提出届（押印有）	5	○	○
資格審査書類				
①	1. グループ構成表（各社押印有） ※単独参加では不要	5-1	○	○
	2. 企業状況表（各企業ごと）	5-2	○	○
	3. 有資格技術職員内訳表（各企業ごと）	5-3	○	○
資金計画書類				
②	1. 工事費根拠	5-4	○	○
	2. 想定導入設備機器	5-5	○	○
	3. 15年間収支計画表	5-6	○	○
省エネ手法に関する書類				
③	1. 提案概要書	5-7	○	○
	2. 手法概要書（手法ごと）	5-8	○	○
	3. 手法概要書（省エネ計算）	-	○	○
その他				
④	1. 施工計画提案書	5-9	○	○
	2. 設備維持管理	5-10	○	○
	3. 計測・検証方法提案書	5-11	○	○
	4. 運転管理指針提案書	5-12	○	○
	5. 緊急時対応方法提案書	5-13	○	○
	6. 施設運営への配慮	5-14	○	○
	7. 建設役割の評価（点数）資料	-	-	○
	8. 建設役割の評価（表彰）資料	-	-	○

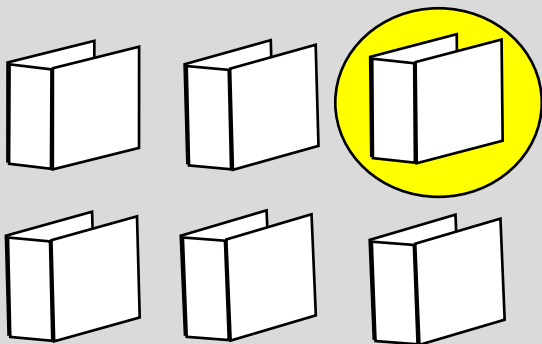
(2) ファイル作成時の注意点

次に示す点に注意して作成してください。

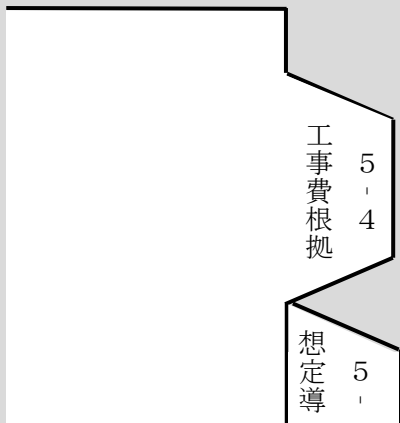


●ファイル作成の注意点

- ・ 1部につき1冊のファイルにまとめてください。
- ・ 表紙及び背表紙に
 - ① 事業名称
 - ② 提案要請番号をそれぞれ記載してください。
- ・ 会社名等の応募者を特定できる表示は使用してはいけません。
- ・ 6部作成し、提出してください。



6部の内、代表して1部に次の書類を添付してください。
提案書チェックリスト
様式5（押印した原本）
様式5-1（押印した原本）
様式5-2
様式5-3
ほか5部へは添付不要です。



●インデックス作成の注意点

- ・ 各様式の先頭にインデックスを挿入してください。
- ・ 省略することなく、様式番号及び書類名称を記載してください。

(3) 書類作成要領

ア 一般的事項

- (ア) 言語は日本語を使用してください。
- (イ) 通貨は日本国通貨を使用してください。
- (ウ) 単位は計量法に準拠してください。
- (エ) 横書きでMS明朝体 10.5ポイントを使用してください。
- (オ) 各ページの右下に、提案要請番号を記載してください。会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切してはなりません。
- (カ) 各ページの中央下に、ページ番号を記載してください。
- (キ) 金額は原則税込み金額を記載してください。
- (ク) 設備導入による人件費の削減については、提案することにとどめ、光熱水費削減効果には含めないものとします。
- (ケ) エネルギー及び二酸化炭素排出量の計算は、表4に示す係数を使用してください。

表4 換算係数

	一次エネルギー	二酸化炭素排出量
電気	昼間：9.97 MJ/kWh 夜間：9.28 MJ/kWh (エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(令和元年7月1日改正)別表第三より)	0.455 kg-CO ₂ /kWh (調整後排出係数) (2019年8月7日、東京電力公表値)
都市ガス(13A)	45 MJ/m ³ (摂氏0℃、1気圧) (2020年2月27日現在、東京ガス(株)ウェブページより)	2.29 kg-CO ₂ /m ³ (摂氏0℃、1気圧) (2020年2月27日現在、東京ガス(株)ウェブページより)

- (コ) 各種料金は別紙に定める本市設定単価を使用し、省エネルギー手法ごとに基本料金及び従量料金を別々に算出し、それぞれ表示してください。
- (ク) 各種計算は計算結果を小数点第一位で四捨五入した整数とし、一の位まで正確に入力してください。
- (シ) 様式に単位が記載されているものは、その単位に準拠してください。

イ 提案書

(ア) 資格審査書類

- a グループ構成表(様式5-1、グループ参加の場合のみ提出)
応募者すべてを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、設計役割、建設役割、その他役割(分担名を記載のこと))を明確にしてください。
- b 企業状況表(様式5-2)
様式に従い記載してください。グループの場合、一社ごとに作成してください。
- c 有資格技術職員内訳表(様式5-3)

様式に従い最新の情報を記載してください。グループの場合、一社ごとに作成してください。

(イ) 資金計画書類

a 工事費根拠（様式 5-4）

全ての項目において、消費税込みで記入してください。また、金利及び事業者の経費も明示して計上してください。

b 想定導入設備機器（様式 5-5）

事業で導入を提案する ESCO 設備については全て記載してください。

c 15 年間収支計画表（様式 5-6）

15 年間の償還表を作成し、提出してください。

なお、ESCO 設備の運転管理費や維持管理費については、ESCO 事業サービス期間にかかわらず 15 年間の計画を示してください。

(ウ) 省エネに関する書類

a 提案概要書（様式 5-7）

必要事項を明記し、提出してください。

b 手法概要書（様式 5-8）

手法ごとに様式 5-8 を作成し、提出してください。また、各々の手法の根拠となる省エネ計算については計算が明確となるよう(株)マイクロソフト社製ソフトウェア「エクセル 2013」に互換性がある電子データで資料を作成し、提出してください。

(エ) その他

a 施工計画等（様式 5-9 から 5-14 まで）

各々の様式に従い、応募者の書式で作成して下さい。

b 建設役割の評価（点数）資料

該当する資料がある場合は、電子データで提出してください。該当する資料とは公募開始日を基準とし、過去 2 年以内の本市の工事成績評定点で 80 点以上を超える「工事完成検査結果通知書の写し」とします。

c 建設役割の評価（表彰）資料

該当する資料がある場合は、電子データで提出してください。該当する資料とは公募開始日を基準とし、過去 5 年間の「横浜市優良工事施工会社表彰状の写し」又は本市ウェブページに掲載されている「横浜市優良工事施工会社名簿の該当するページのスクリーンショット」とします。

(オ) 提案プレゼンテーションに係る電子データ

a 作成要領

提案書の概要をまとめた発表資料を次の事項を満たした内容で作成し、電子データを提出して下さい。

(a) 省エネ率、二酸化炭素削減率、光熱水費削減額、本市の利益（各年並びに 15 年間総額）、ESCO 事業サービス期間、ESCO 事業サービス料について

(b) 提案内容について

特徴のある技術内容を中心に的確に説明してください。

- (c) 施工計画について
施設側への配慮、工期の想定、内容などの確に説明してください。
- (d) 維持管理、計測・検証、緊急時対応について
- b 作成に当たっての厳守事項は、次のとおりです。
 - (a) この資料を基に、20分以内で概要を的確に説明できること。
 - (b) 会社名、氏名等の表示、紹介等は一切入れないこと。
 - (c) (株)マイクロソフト社製ソフトウェア「パワーポイント2013」に互換性があり、表示が可能な電子データで作成すること。
 - (d) 音声は入れないこと。
 - (e) 提出後の差替えは誤字・脱字・表示不全の修正以外原則として認めません。
- c 電子データ提出方法
ウォークスルー時又は参加表明時に配布するDVD-RWに収録し、技術提案書と共に提出して下さい。
- d 発表当日
発表時間は20分以内、質疑応答は15分程度とします。
- e 電子データの取り扱いについて
電子データは、審査委員会において、提案概要説明を応募者が行う際の発表資料として使用します。

5 ESCO 事業サービス料の支払等

(1) ESCO 事業サービス料支払期間

優先交渉権者の提案するESCO事業サービス期間とします。(ただし、最長15年とします。)

(2) 支払方法

年1回の均等払いの提案としてください。ただし、実際の支払い回数や時期は、本市と優先交渉権者との協議によります。事業者は、以下に示すアからオに基づき適正にESCO事業サービス料を算定して、指定された期日までに本市に請求書を提出するものとします。

ア 当該各年度において、事業者が保証する光熱水費削減効果があることを本市が確認したうえで、所定期日までにESCO事業サービス料を支払います。

イ サービス料の算定方法

a ボーナスを支払う場合

「削減予定額」 < 「実現した削減額」となった場合、提案書に基づいたサービス料（以下「提案サービス料」）にボーナス（※）を加算した額を支払います。

$$\text{（※） ボーナス} = \frac{\text{「実現した削減額」} - \text{「削減予定額」}}{2} \quad \text{（小数点切捨て）}$$

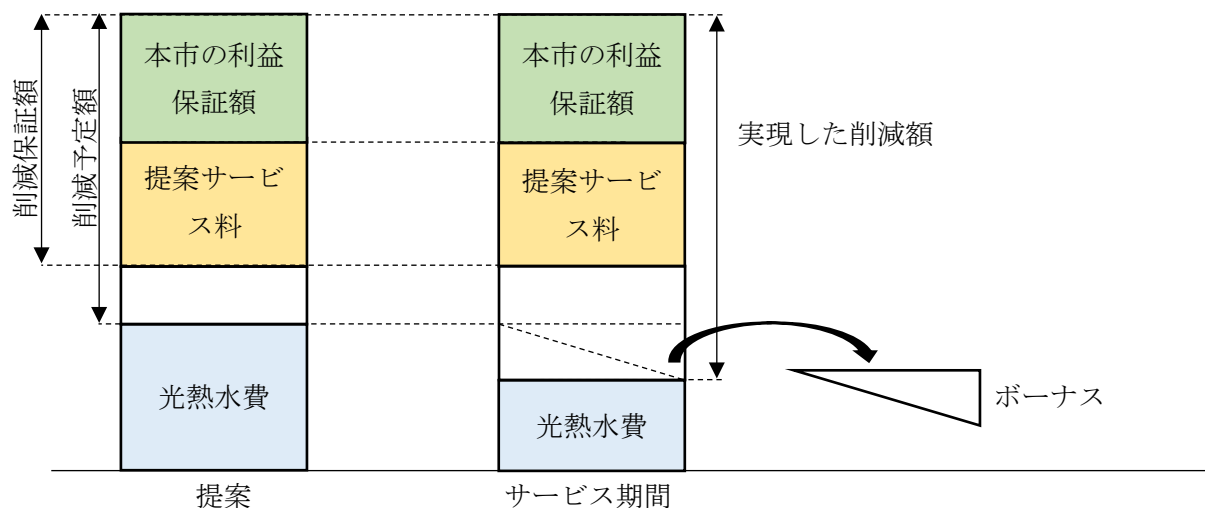


図1 省エネ達成状況によるサービス料の支払い

b 提案サービス料のとおりを支払う場合

「削減保証額」 ≤ 「実現した削減額」 ≤ 「削減予定額」となった場合、提案サービス料を支払います。

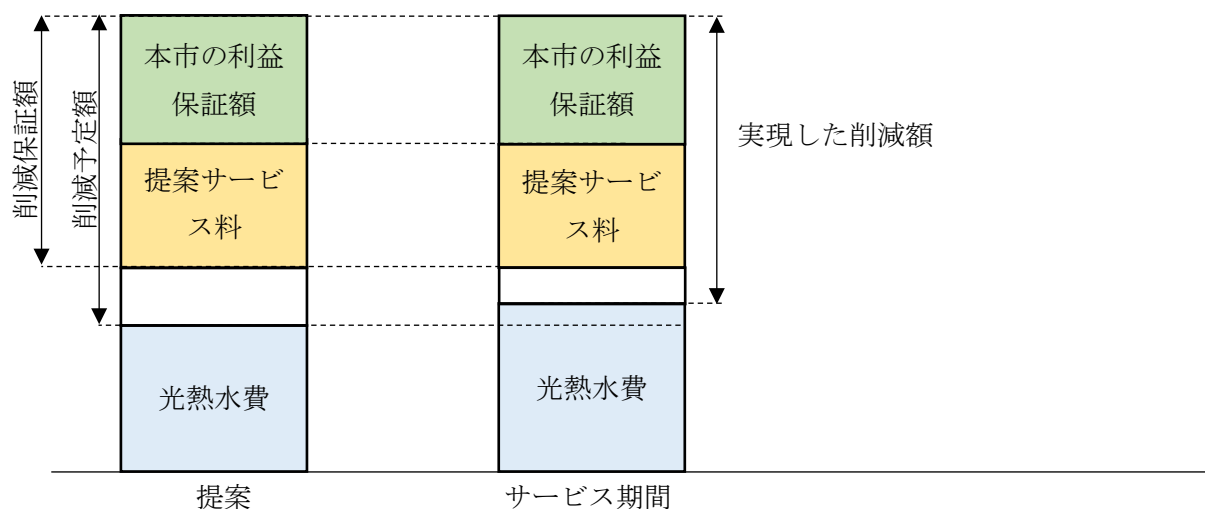


図2 省エネ達成状況によるサービス料の支払い

c 提案サービス料を減額して支払う場合

「本市の利益保証額」 < 「実現した削減額」 < 「削減保証額」となった場合、次のとおり計算します。

「実際に支払われるサービス料」 = 「提案サービス料」 - (「削減保証額」 - 「実現した削減額」)

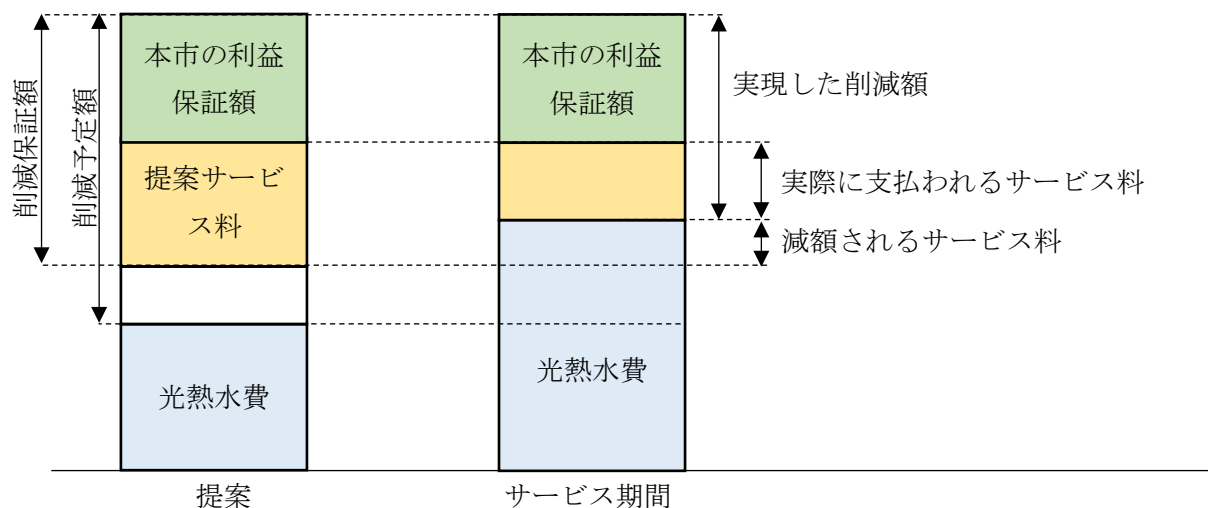


図3 省エネ達成状況によるサービス料の支払い

d サービス料を支払わない場合

「実現した削減額」 ≤ 「本市の利益保証額」となった場合は、当該年度分の実際に支払われるサービス料は0円となります。更に事業者は次のとおり計算した金額を本市に支払うものとします。

「事業者が本市に支払う金額」 = 「本市の利益保証額」 - 「実現した削減金額」

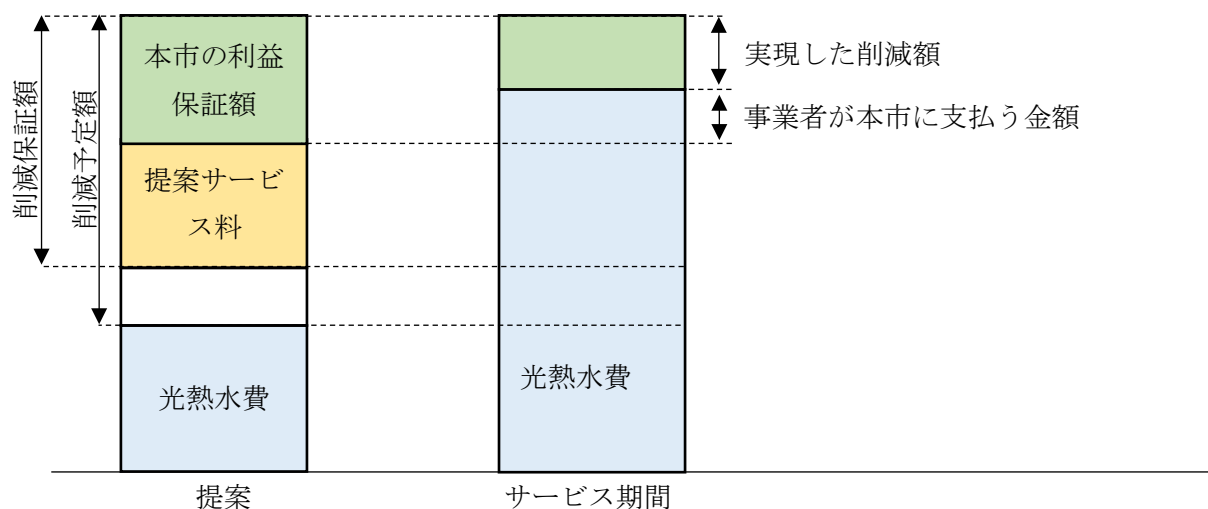


図4 省エネ達成状況によるサービス料の支払い

- ウ 事業者の申出を受け、ベースラインの見直しに係る要件に該当することを本市が妥当と判断した場合は、上記の限りではありません。
- エ 支払方法は契約書にて定めます。
- オ ESCO 事業サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、ESCO 契約書で定めるものとします。

(3) ESCO 事業サービス料の総支払額

ESCO 事業サービス料の総支払額は、図 5 のとおりです。ESCO 契約期間中の以下に示す元金相当額費用と金利及び事業者の利益を加えた額とします。

なお、提案から契約までの期間中に物価等について著しい変動が発生した場合には、本市と協議のうえ額を見直すことができるものとします。また、毎年支払われる ESCO 事業サービス料は、各年度にわたる均等払いとします。

ア 元金相当費用

- (ア) 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書作成及びその関連業務にかかる費用
- (イ) 省エネルギー改修工事及びその関連業務にかかる費用、仮設事務所を設置した場合の光熱水費も含まれます。ただし、工事施工に必要な施設内で直接使用する光熱水費は無償とします。
- (ロ) 設備維持管理にかかる費用
 - a ESCO 設備の維持管理に必要な費用
 - b ESCO 設備の維持管理に必要な消耗品
- (ハ) 計測・検証にかかる費用
- (ニ) ESCO 設備の運転管理にかかる費用
- (ホ) 契約にかかる経費（なお、印紙代は事業者負担とします。）
- (ヘ) ESCO 設備の所有権の移転にかかる費用
- (セ) 租税（税種別に示したもの）
- (ケ) その他、本 ESCO 事業に伴う経費（必要な調査費用・各種保険等）

イ 金利の算出方法

金利は選定 ESCO 事業者の提案によります。ただし、固定金利とします。

ウ ESCO 事業の利益

事業者の提案によります。

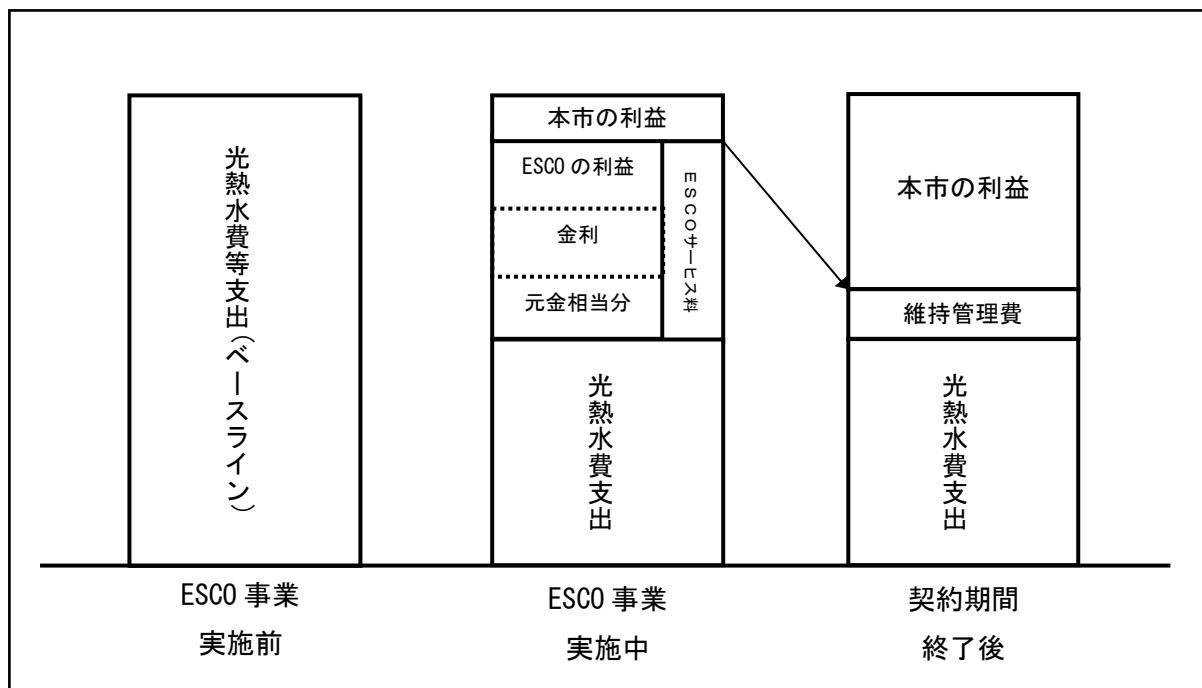


図5 事業前から事業完了までの流れ

6 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクと責任分担は表5の通りとします。

表5 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	ESCO 提案の誤り	ESCO 事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動などによる場合	○	○	
	安全性の確保	設計・建設・運転及び維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・運転及び維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	施設の設計・建設における履行保証保険及びサービス期間のリスクへの保険		○	
	物価	急激なインフレ・デフレ	○		
	事業の中止・延期	本市の指示		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		○	○
施設建設に必要な許可等の遅延によるもの				○	
事業者の事業放棄・破綻によるもの				○	
本市の事業放棄・破綻によるもの			○		
段階 計画・ 設計	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○		
	設計変更	本市の提示条件・指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○		
建設 段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○		
	用地の確保	設置場所の確保	○		
		設計変更	本市の提示条件・指示の不備によるもの	○	
	工事遅延・未完工	事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
		本市の責務による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○		
	工事費増大	事業者の責務による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○	
		本市の指示・承諾による工事費の増大	○		
	性能	事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	一時的損害	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
		引渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
関連 支払	支払遅延・不能	引渡し前に工事に起因し施設に関して生じた損害		○	
		支払の遅延・不能によるもの（下記以外）	○		
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		○	
維持 管理 関連	計画変更	省エネ保証行為の不履行		○	
		用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○		
	立ち入り許可	事業者が必要と考える計画変更		○	
		必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行	○		
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○	
	ESCO 設備の損傷	本市の故意・過失又は本市施設に起因する ESCO 設備の損傷	○		
		事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷		○	
	施設損傷	事業者の故意・過失又は ESCO 設備に起因する本市施設・設備の損傷		○	
		不可抗力以外のその他の原因による市の施設・設備の損傷	○		
	瑕疵担保	ESCO 設備に関する瑕疵の担保責任		○	
		火災・天災・戦争などの不可抗力による本市施設の損傷	○		
	不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による ESCO 設備等の損傷		○	
		ESCO 機器が所定の性能を達成しない場合		○	
機器の不良	ESCO 機器が所定の性能を達成しない場合		○		
光熱水費単価	光熱水費単価の変動	○			
エネルギー消費量	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○			
	上記以外の変動要因の場合	○	○		
計測・ 検証	設備の不良	ESCO 機器が所定の性能を達成しない場合		○	
		計測・検証報告への疑義		○	
	計測・検証	計測・検証に必要な本市からの情報提供の遅延・不能	○		
		光熱水費単価	光熱水費単価の変動	○	
ベースラインの調整	機器の使用状況・稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○			
	上記以外の変動要因の場合	○	○		
保証	性能	サービス期間終了後、ESCO 設備移管時の性能保証		○	
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市施設運営・業務への障害		○	

7 完成図書

(1) 提出書類

工事完了後、ESCO 事業者は完成図書等を作成し引き渡しを実施します。完成図書は、原則としてA4版ファイル製本とします。部数は原則として表6に従って作成してください。また、完成図書の電子データ（CADデータ含む）もあわせて提出してください。作成については、本市のマニュアル等に準拠するものとし提出前に本市の確認を受けてください。

表6 完成図書部数リスト

	A4判	備考
	ファイル製本	
(1) 工事概要書	○	
(2) 完成図	○	
(3) 機器完成図	○	
(4) 緊急時及び主要機器類の連絡先等一覧	○	
(5) 各種試験成績表	○	
(6) 機器類試験成績表	○	
(7) 各種届出関係書類	○	写し、添付図等含む（原本は届出者保管）
(8) 処分証明書類	○	写し（原本は事業者保管）
(9) 取扱説明書	○	
(10) 維持管理注意事項説明書	○	
(11) 工事写真	○	
(12) 付属品	-	一式
部数	1部	(1)から(11)を全て収録したDVDを3枚

(2) 注意事項

「5（3）イ」に示す図書に準じます。ただし、下記の点については特に注意してください。

ア 各種試験成績表については、関連するESCO設備を導入し実施したものを提出してください。

なお、「風量測定報告書」「騒音測定報告書」「ポンプ試験報告書」「ガス気密試験報告書」については、本市ウェブページを参照し、「6（6）各種試験報告書」のフォーマットを使用してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/kikai.html>

イ 処分証明書類

マニフェストについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第十二条の三」に準じて一種類に対して一枚作成するものとします。

詳細については、下記のウェブページを参照してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/01haisyutu.html>

ウ 物品引継内訳書、施設台帳、設備台帳

物品引継内訳書は、不要とします。

エ 工事写真

本市のマニュアル等に準拠し、確実に記録を残すようにしてください。また、電子データもあわせて提出してください。